

平成20年1月21日

相楽郡広域事務組合  
代表理事 木村 要 様

相楽地区広域行政の今後のあり方検討会  
委員長 大植 辰治

相楽会館の広域的な観点からの利活用について（答申）

平成19年9月5日付け、9相広発第125号で諮問のあった標記のことについて、平成19年9月5日、10月23日の2回にわたり、相楽地区広域行政の今後のあり方検討会を開催し、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

相楽会館の今後のあり方については、平成17年度から18年度の2年間にわたり構成町村の総務主管課長等による「相楽会館の今後のあり方検討会」において協議がなされ、「存続するか、廃止するかは、今後の広域行政のあり方の議論の中で総合的な判断が求められるところである。」との報告がされている。

このことを受け当検討会では、相楽会館の現状や各市町村の財政状況など、そのあり方を審議した結果、構成市町村における厳しい財政状況下において、存続充実について、その利活用を広げるための新たな財源投入は難しい。廃止することについても、当該土地の売り払い益と建物の取り壊し等の費用相殺などにより、構成市町村にとって、その財政的益も乏しい。更に、現在相楽会館内を事務所とされている相楽聴覚言語障害センター事務所の移転先の確保や小数ながら福祉団体などが会館を利活用されている現状を踏まえると、直ちに廃止を決定するのは性急である。

加えて、そもそも相楽会館の今後のあり方が検討された背景には、京都府木津総合庁舎の駐車場が使用できなくなるとの情勢がその前提であり、現在は駐車場を使用させていただき、現状の貸館業務に支障をきたしていることはない。などの状況である。

よって、当面の間、必要最小限の経費で、特に今後とも京都府の協力や理解（駐車場）を得る努力を継続して行う中で、現状の貸館業務を続けられることが適当である。